

福島県

出荷制限指示後の管理の考え方（うめ）

うめの出荷管理については、関係市町村等と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 制限区域の市町からの出荷管理

(1) 出荷者対策

県は、JA系統出荷団体及び系統外出荷団体等（以下、「出荷団体等」という。）、関係機関の協力を得て、うめの出荷制限が指示された福島市、伊達市、桑折町、相馬市、南相馬市における生産者に対し、一切の出荷を行わないよう文書やホームページ等により周知する。また、市町村等と連携して県関係機関の各種業務活動等を通じて徹底を図る。

(2) 流通対策

出荷団体等、卸売市場等に対し、出荷制限が指示された市町産のうめを扱わないこと、産地の市町村を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの巡回指導を行う。

2 制限区域外の市町村からの出荷への対応

出荷制限が指示された市町以外の市町村から産出されるうめについては、卸売市場、出荷団体等に対し、入荷先、販売先等の記録の保存を求め、出荷先の捕捉を可能とする。